

国税あるいは地方税を納期限までに支払わないと、国や地方公共団体（以下、国等）は頃合いをみて「払え！」と催促してきます。それでもとぼけていると、滞納者の財産を差押えにかかってきます。国等の取り立ては決して甘いものではなく、そのうちに、預金が差し押さえられたり、不動産に抵当権が入り、競売に掛けられてしまったりします。滞納は、国税では消費税が、地方税では固定資産税が目立ちます。

消費税は、利益の多寡に関係なく消費者から預かるものですから、なぜ滞納がと思う方も多いと思います。売り上げの一部として預かった税金を、通常の運転資金から除外できればいいのですが、特に赤字の企業は資金ショート気味ですので、預かった消費税相当額を資金繰りに回してしまいます。つまり、納税資金がなくなって滞納してしまうということになるのです。

固定資産税の滞納は、特に地方のリゾートマンションに多く見られます。バブルの時に買ったマンションは二足三文の価値となり売れない。人に貸すこともできずに放置されて、固定資産税も滞納になるわけです。

●滞納処分の仕組み

滞納処分というのは国等の滞納税金の取り立てのことを言います。この一連の手続きは、国も地方公共団体もそんなに違いはないので、国の手続きで説明します（根拠法令は国税通則法と国税徴収法になります）。

税金には、それぞれの税目によって異なりますが、納期限というものが定められています。消費税というと、決算締日の翌日から2ヶ月後となっています。未納となると、納期限後50日以内に、国等から督促状が発送されます。そして、その督促状が発送された日から10日以内に、そ

の国税等が完納されない場合には、差押えなどの滞納処分が行われることとなります。

とはいえ、税務署はすぐに預金や不動産を差し押さえるわけではありません。実務的には、「半年で分納させて下さい」とか、「3ヶ月後にまとめて払います」などの要望に応じてくれます。問題は誠意の有無です。税務署に対し滞納の経緯や今後の見通しを説明すれば、いきなり滞納処分に移ることはありません。ただ、税務署から何回電話があっても居留守をする、訪問しても会えないといった状況が度重なると、税務署の徴収職員は業を煮やして、滞納処分の手続きに取りかかります。

●自力執行権

江戸時代、仇討は公的権力（幕府・藩）の許可を得て行わなければならず、勝手にしてはいけないルールになっていました。つまり、やられたらやり返すというのはご法度ということでした。現在もそのルールは残っていて、極端な例を挙げれば、泥棒に盗まれたら、それを直接取り戻すのではなく、裁判所の判断を得たうえで司法機関による強制執行を求める必要があるのです。これを、自力救済禁止の原則といいます。

国税等の場合には、法の定めるところに従い、債権者である税務署等の行政庁がみずから強制執行をなす点に特色を持ちます。これが自力執行権と呼ばれるものです。

●財産調査と差押え

債権者である国等は、裁判所の許可等なしに、滞納者に対して、差押えの対象となりうる財産の有無やその価値などについて質問・調査する権限を持っています。財産を隠匿でもしよものなら強制的に搜索されます。これを拒否する会社や人には1年以下の懲役または50万円以下の

罰金が待っています。

この財産には滞納財産に見合うだけの価値があり、さらに換金可能性もあるという調査結果が出たら、税務署は、その財産を差し押さえます。差押えとは、滞納者の意思にかかわらず、競売やその他の方法により金銭に換金可能な状態にするための最初の強制手続きです。差押えを受けても、その段階では所有権は滞納者に残っており、その財産を使ったり、売ったりすることの制限は受けませんが、国に所有権が移転するわけではありません。

動産である機械や家具などには俗に赤紙と言われる封印書が貼られ、勝手に使えないこととなりますが、徴収事務に支障がなければ、税務署の許可を得て使うことができます。滞納者が持つ債権は、税務署が債務者に債権差押え通知書を送ることにより、滞納者はその債権を勝手に取り立てることができなくなります。不動産は、差押え通知書が滞納者に届いたタイミングで、国等が登記所に抵当権等の登記をできることになっています。

●財産の換価

現預金は、それ自体が金銭なのでいいのですが、債権や動産、不動産は換金する必要があります。これを、財産の換価と言います。

換価は、公売（競売）、随意契約による売却、国による買い入れにより行われます。例えば、不動産を公売にかける時には、税務署が鑑定人を頼んで見積価格を出し、その10%以上の公売保証金を納付させ、入札により買受人を決定します。もちろん落札できなかった人には保証金は返金されます。ただ、換価の猶予という制度があり、滞納税金を一定の条件で分納でき、利息も割引されるといふ救済措置もあります。